

概要版

第2期佐用町地域福祉計画



ささえ合う 絆がはぐくむ 温かなまち

令和5年3月
佐用町

お互いに助け合い、支え合うことから地域の福祉が始まります

1 地域福祉とはともに支え合う社会づくり

私たちの普段の暮らしが幸せなものであるために、お互いが助け合い、支え合うことが「福祉」において大切です。

私たちの住んでいる地域を見渡すと、ひとり暮らしの高齢者や子育てに悩む親、障がいのあるかたなど、何らかの支援を必要としているかたやその家族などがいます。私たちが住んでいる地域が、「幸せな地域」になるためには、そうした人たちに対して、行政などによるサービスの提供はもちろん、地域に住んでいる人たち自身がどうすればいいのかを考えて行動に移し、解決していくことが大切です。このように、行政や関係機関・団体、町民がそれぞれにできることを考え、ともに支え合う社会づくりを目指すのが、地域福祉です。

2 地域福祉に必要な助け合い

「福祉」という言葉は、「幸福な生活」を意味します。地域福祉を推進するために大切なのは、助け合いの連携です。その始まりは家族での助け合いです。親しい友人や近所の人、民生委員・児童委員など、地域の人に困っていることを相談して、お互いが助け合えるつながりをつくりましょう。



3 地域福祉計画は、町の福祉の道しるべ

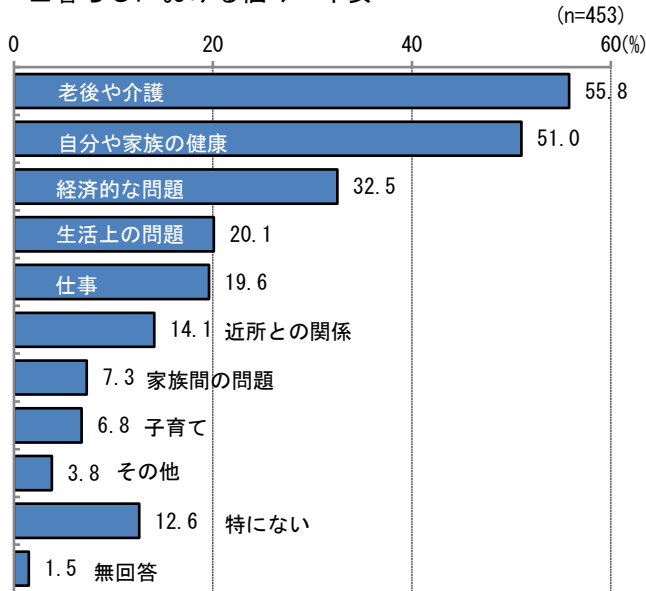
地域福祉計画は、地域で安全で安心して暮らすために、町が取り組む福祉の方針を示す「道しるべ」です。佐用町地域福祉計画は、平成30年度に第1期が作成され、このほど第2期の計画がまとまりました。

地域の現状

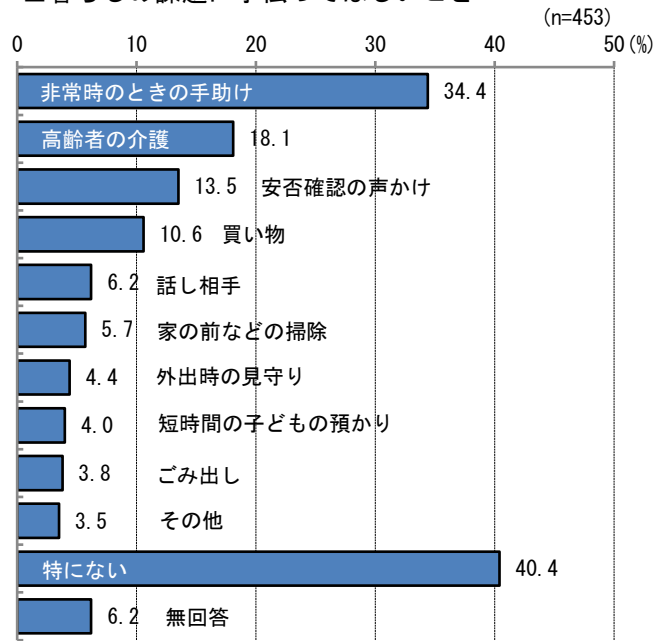
資料: 令和4年9月実施の町民アンケートから

- 老後や健康のほか、家族や近所との関係に不安を抱えています。
- 身の安全確保や、生活のちょっとしたお手伝いを希望しています。

■暮らしにおける悩み・不安

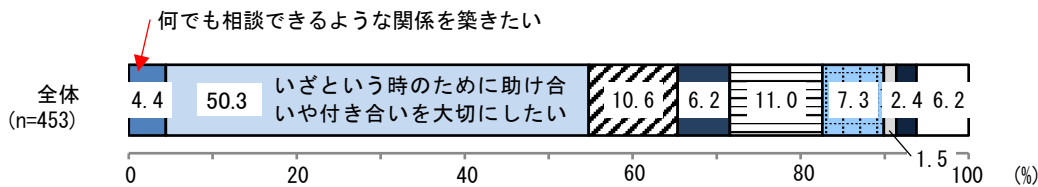


■暮らしの課題に手伝ってほしいこと



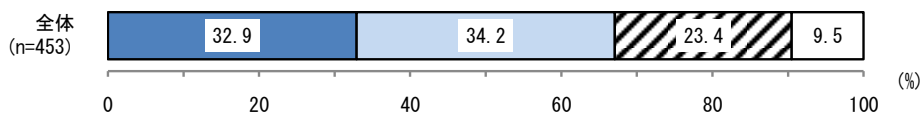
- 「いざという時のために」と答えた人など、3分の2の人が地域とのつながりを大切にしたいと考えています。
- 3分の2の人が地域活動へ参加しています。

■地域とのかかわり方



- お互いに協力して地域を良くする活動に参加していきたい
- 自分のことは自分です
- 余裕のある人や、やる気のある人が関わる方が良い
- 個人のプライバシーがあるので積極的に関われない
- その他
- 地域のためであっても、関わりをもちたくない
- 無回答

■地域活動への参加



- 現在活動している
- 現在は活動していないが、過去に活動したことがある
- 活動したことがない
- 無回答

町民みんなで取り組みましょう

基本理念

ささえ合う 絆がはぐくむ 温かなまち

本町では、昔ながらの人のつながりがありますが、社会情勢の変化によって少しずつつながり方が変わっています。その中で誰もが安心して暮らしやすい地域や町であれるよう、一人ひとりが助け合い支え合う絆で、人や町が温かな気持ちに包まれるようになっていかなければなりません。

この理想を現実のものとするために、計画の基本理念を「ささえ合う 絆がはぐくむ 温かなまち」として、地域の福祉を充実させます。



基本方針

地域を支える人づくり

地域を支える担い手の負担を軽くするために役割を分担し、多くの人が集まって地域をリードできるよう、町民一人ひとりの福祉意識の向上に努めます。また、地域の活動を支援する体制を整えたり、担い手同士が情報交換できる場をつくったりします。

支い合える地域のつながりづくり

地域福祉活動を活発にするため、近所づき合いや交流を促し、支え合いと助け合いが実践できる地域づくりが進められるよう、気心の知れた地域の人のつながりを深めます。

心穏やかに暮らせる地域づくり

子どもから大人までが穏やかに暮らせるよう、子育て環境や生涯教育が充実した地域づくりが必要です。防犯や防災対策を進めて、安全な地域を築くほか、健やかに暮らせるよう、地域と行政が連携して保健・医療・福祉の連携を強化します。

困りごとを早期に相談できる連携づくり

困りごとが出たとき、すぐに家族や地域の人に相談して、必要な支援につなげられる体制と連携を強めます。相談の内容に応じて、誰に相談すればいいか分かりやすく周知します。

町の目標を掲げ実行します



1 活動の担い手を他人任せにせず、 みんなで取り組める環境をつくります

地域の福祉活動を担い手任せにしないために、また、次の担い手の育成のために、役割を分担して、活動に携わる人を数多く集めることが必要です。家族の見守りやご近所の手助けなど、一人ひとりが取り組んでいる福祉活動がつながり、豊かな地域福祉が築かれるよう環境を整えます。

2 暮らしの身近なところで、交流・活動・相談の場をつ くります

子どもから高齢者まで、障がいのあるかた、生活に困っているかたなど、誰もが気軽に、地域の交流する場に参加できるよう、集える場所づくりや事業を創意工夫して、参加者の幅を広げます。参加が困難なかたにも寄り添って、生きづらさを感じていたら、関係機関と連携して支援につなげます。

3 安心して暮らすための地域環境を整えます

安心して暮らせる地域の基盤は、人々が健やかに暮らせる環境にあります。保健・医療・福祉の連携で、健康づくりや子育て環境を充実させることはもちろん、いざという時に地域住民が協力し合って、安心して行動できる防犯や防災の対策を進めます。

4 複合的な暮らしの困りごとを、支援に結び付けられ る相談体制を整えます

生活の困りごとは、複雑で多種多様になってきています。家族の困りごとだけでなく、地域のかたの困りごとを、気軽に打ち明けられ必要な支援につなぐことができるよう、地域の相談役と役場の窓口や関係団体が密接に連携できる体制を整えて、「どこに相談すればよいか」を周知します。

町の福祉の進め方

ささえ合う

絆がはぐくむ

温かなまち

地域を支える
人づくり

地域福祉の意識向上

情報提供の充実

地域福祉の担い手との
相互連携

支え合える地域の
つながりづくり

地域ぐるみの支え合い
の充実

交流の場・機会の提供

地域活動・ボランティアの
促進

心穏やかに暮らせる
地域づくり

健康づくりの充実

子育て環境の充実

防犯・防災体制の充実

生活環境の整備

困りごとを早期に
相談できる連携づくり

相談体制の充実

福祉・介護サービスの充実

困りごとに応じた
相談体制と連携

町のとりのくみ

- (1)福祉教育の推進
- (2)福祉に関する普及・啓発
- (3)人権に関する意識啓発
- (4)地域活動の広報・情報提供
- (5)地域組織への参加促進
- (6)地域福祉の活動主体の育成・支援
- (7)各種関係機関との情報共有体制の構築

町民の役割

地域の行事やイベントに参加しましょう



団体・事業所の役割

イベントに参加する人が増えるよう声をかけましょう



- (8)声をかけあえる付き合いづくり
- (9)見守り活動の推進
- (10)日常的な交流活動の促進
- (11)イベントなどを活用した交流のきっかけづくり
- (12)ボランティアの育成支援
- (13)ボランティア・住民団体への支援
- (14)事業所などの地域福祉活動の促進

日ごろからのあいさつや声かけを心がけましょう



居場所づくりや見守り活動で、住民の交流できる場をつくりましょう



- (15)健康づくりの普及・推進
- (16)健康に関する情報提供
- (17)子ども・子育て支援施策の推進
- (18)健やかに子どもが育つ環境づくりの推進
- (19)災害時避難行動要支援者の支援体制の拡大
- (20)防犯・自主防災活動の推進
- (21)外出支援サービスの充実
- (22)バリアフリーの推進

健康や子育て、暮らしのささいな困りごとを、相談しましょう

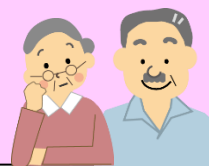


支援が必要なかたを把握して関係機関に相談しましょう



- (23)相談窓口の周知・徹底
- (24)相談支援体制の連携
- (25)福祉に関わる従事者の資質向上
- (26)各種福祉サービスの充実
- (27)成年後見制度の普及と利用者への支援
- (28)虐待などの防止に向けた取り組みの推進
- (29)自殺対策の推進
- (30)生活困窮者の把握と支援
- (31)非行や犯罪をした人の支援

地域の人や友人に、困りごとを相談できる人をつくりましょう



地域の人たちと、福祉サービスの情報を共有しましょう



※団体とは、自治会など地域の団体、障がい者や高齢者など当事者や家族の団体、ボランティアや支援者の団体のことです。また、事業所とは、障がい者や高齢者などの支援サービスを行う事業所のことです。

計画を進めるために

1 計画の進捗状況の把握と評価

第2期佐用町地域福祉計画の期間は、令和5年度から令和9年度（2027年度）の5年間です。本計画が地域や町民の皆さんの元へ浸透するよう、町の事業や支援を進めます。また、計画の進捗を評価するために期間の途中で検証を行って、計画の見直しや進んでいない事業がはかどるよう進めます。

2 協働による計画の推進

町民、自治会、地域団体、民生委員・児童委員、NPO法人、福祉事業所、学校、医療機関、警察、社会福祉協議会、行政など、地域に関わるみんなが連携し、あらゆる課題に協力し合って本計画を推進します。

3 情報の周知及び共有

地域での支え合いや助け合いの活動のほか、ボランティア・NPO活動を活性化していくために、支援に必要な情報を共有できるよう、個人のプライバシー保護に配慮しつつ情報を周知します。

4 重層・包括的な支援

誰もが住み慣れた地域で暮らし続けるために、高齢者、障がい者、子どもなど、対象を限定せずに、「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」「居場所・交流の場」のサービスが分け隔てなく提供されるよう、さまざまな機関や団体から支援します。

